

各測定機関の平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定方針

水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、国及び地方公共団体の行う公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定地点などの事項について定め、県が作成するものとされており、千葉県のある区域においては、国（国土交通省）、東京都、千葉県、水質汚濁防止法施行令に定める市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、市原市）が計画する公共用水域及び地下水の水質測定方針を反映して、平成28年度水質測定計画（案）を作成した。

各測定機関の平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定方針（変更内容・変更理由）は、以下のとおりである。

1 公共用水域の水質測定計画

① 水質測定

ア 生活環境項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容 (測定頻度の変更)	変更理由
国土交通省	全亜鉛	利根運河：本川合流前 利根川：芽吹橋	年4回 ⇒ 年12回	過去10年間に基準値を超過した地点について、測定を強化する。
千葉市	pH、BOD、COD、SS、全窒素、全りん	都川：都橋 葭川：日本橋 印旛放水路：新花見川橋	年24回 ⇒ 年12回	過去の調査結果から、日間の水質変動が少ないと判断されることから、測定の効率化のため、通日調査を中止することに伴う回数の減。

イ 健康項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容 (測定頻度の変更)	変更理由
国土交通省	カドミウム、全シアン、六価クロム、総水銀	利根川：栄橋（布川）、水郷大橋（佐原）	年12回 ⇒ 年2回	過去10年間に基準値以下の地点について、測定の効率化を図る。
		利根川：芽吹橋、大利根橋（取手）須賀、金江津、河口堰、銚子大橋 手賀沼：布佐下	年6回 ⇒ 年2回	

イ 健康項目 (つづき)

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容 (測定頻度の変更)	変更理由
国土交通省	鉛	利根川：大利根橋（取手）、須賀、金江津、河口堰、 銚子大橋	年6回 ⇒ 年2回	過去10年間に基準値以下の地点について、測定の効率化を図る。
	砒素	江戸川：流山橋、江戸川水門、 東西線鉄橋（江戸川放水路）、 利根運河：運河橋 利根川：栄橋（布川）、水郷大橋（佐原）	年12回 ⇒ 年2回	
		江戸川：関宿橋、野田橋、市川橋、 利根運河：本川合流前、 利根川：芽吹橋、大利根橋（取手）、須賀、金江津、 河口堰、銚子大橋 手賀沼：布佐下	年6回 ⇒ 年2回	
	PCB	手賀沼：布佐下	年2回 ⇒ 年1回	
	トリクロロエタン、 テトラクロロエチレン	利根川：芽吹橋	測定を取り止め	
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	利根川：芽吹橋	年4回 ⇒ 年2回	
		利根川：栄橋（布川）、須賀、金江津、水郷大橋（佐原） 河口堰、銚子大橋	年12回 ⇒ 年6回	
	ふっ素	利根川：大利根橋（取手）、栄橋（布川）、須賀、 金江津、水郷大橋（佐原）、河口堰 手賀沼：布佐下	年6回 ⇒ 年4回	
利根川：銚子大橋		測定を取り止め		
東京都	PCB	旧江戸川：浦安橋	年0回 ⇒ 年2回	2年毎の調査のため。

ウ 特殊項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容 (測定頻度の変更)	変更理由
国土交通省	フェノール類 クロム	江戸川：流山橋、新葛飾橋、市川橋、江戸川水門、 東西線鉄橋（江戸川放水路）	年12回 ⇒ 年2回	過去10年間に報告下限値未満の 地点について、測定の効率化を図 る。
		利根川：芽吹橋	年1回 ⇒ 取り止め	
	銅、 鉄（溶解性）、 マンガン（溶解性）	江戸川：流山橋、新葛飾橋、市川橋、江戸川水門、 東西線鉄橋（江戸川放水路）	年12回 ⇒ 年2回	

エ その他の項目

測定機関	測定項目	測定地点	変更内容 (測定頻度の変更)	変更理由
国土交通省	アンモニア性窒素	利根川：芽吹橋	年4回 ⇒ 年2回	測定の効率化を図るため。
	電気伝導率	利根川：栄橋（布川）	年12回 ⇒ 年6回	
千葉市	塩化物イオン、 アンモニア性窒素	都川：都橋 葭川：日本橋 印旛放水路：新花見川橋	年18回 ⇒ 年6回	通日測定中止に伴う減。

オ 要監視項目

測定機関	測定項目	測定頻度	変更内容	変更理由
千葉県	要監視項目A（3項目） ニッケル、モリブデン、アンチモン 要監視項目B（4項目） 塩化ビニルモノマー、 エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン	年1回	測定地点を変更 16地点⇒15地点 河川10→11 湖沼 1→0 海域 5→4	5年ローリング調査のため。
	要監視項目C（7項目） トランス-1、2-ジクロロエチレン、 1、2-ジクロロプロパン、 p-ジクロロベンゼン、クロロタロニル、 プロピサミド、ジクロロボス、 クロルニトロフェン	年1回	測定地点を変更 8地点⇒8地点 河川6→6 湖沼0→0 海域2→2	10年ローリング調査のため。
	要監視項目D（11項目） EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、 イソキサチオン、ダイアジノン、 フェニトロチオン、イソプロチオラン、 オキシシン銅、フェノブカルブ、 イプロベンホス、トルエン、キシレン	年1回	測定地点を変更 8地点⇒8地点 河川5→5 湖沼1→1 海域2→2	10年ローリング調査のため。
	水生生物要監視項目A（3項目） クロロホルム、フェノール、 ホルムアルデヒド	年1回	測定地点を変更 14地点⇒15地点 河川7→9 湖沼1→1 海域6→5	5年ローリング調査のため。
	水生生物要監視項目B（3項目） 4-t-オクチルフェノール、アニリン、 2、4-ジクロロフェノール	年1回	測定地点を変更 23地点⇒22地点 河川14→13 湖沼 1→1 海域 8→8	3年ローリング調査のため。

オ 要監視項目（つづき）

測定機関	測定項目	測定頻度	変更内容	変更理由
柏市	E P N、フタル酸ジエチルヘキシル、 ニッケル、アンチモン、モリブデン	年 1 回	測定地点を変更 3 地点⇒3 地点 河川 2→1 湖沼 1→2	2年ローリング調査のため。
	クロロホルム、フェノール、 ホルムアルデヒド、 4 - t - オクチルフェノール、 アニリン、2、4 - ジクロロフェノール	年 1 回	測定地点を変更 3 地点⇒3 地点 河川 1→2 湖沼 2→1	2年ローリング調査のため。

② 底質測定

測定機関	測定頻度	変更内容	変更理由
千葉県	年1回	測定地点を変更 8地点⇒10地点 河川4→6 湖沼1→1 海域3→3	8年ローリング調査のため。
東京都	—	測定を実施せず 河川1→0	2年毎の調査のため。
千葉市	—	測定を実施せず 河川3→0	3年ローリング調査のため。
船橋市	—	測定を実施せず 河川2→0 海域1→0	5年毎の調査のため。
市原市	—	測定を実施せず 河川2→0 湖沼1→0	10年毎の調査のため。

2 地下水の水質測定計画

(1) 測定地点数の増減

① 概況調査

測定機関	変更内容 (地点数の変更)	変更理由
国土交通省	2 地点⇒ 1 地点	【1 地点減】千葉市の定点観測を終了するため。
千葉県	106 地点⇒ 107 地点	10 年ローリング調査のため。
千葉市	17 地点⇒ 18 地点	【1 地点増】国交省が測定を終了する定点観測地点の測定を市が実施することとしたため。
市川市	9 地点⇒ 8 地点	5 年ローリング調査のため。
柏市	11 地点⇒ 10 地点	10 年ローリング調査のため。

② 継続監視調査

測定機関	変更内容 (地点数の変更)	変更理由
千葉県	40 地点⇒ 39 地点	【1 地点減】横芝光町（揮発性有機化合物）における継続監視地点が3年以上連続して環境基準を満たしており、昨年度末に実施した周辺井戸調査で周囲の井戸は全て基準値未満であったことから、継続監視調査を終了するため。
船橋市	32 地点⇒ 35 地点	【3 地点増】新たに揮発性有機化合物の基準値を超過した地点を追加したため。

③ その他調査（要監視項目調査）

測定機関	変更内容 (地点数の変更)	変更理由
千葉県	12 地点⇒ 13 地点	5 年ローリング調査のため。
市川市	9 地点⇒ 8 地点	5 年ローリング調査のため。